

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
第5回

防災拠点等のあり方について

平成24年7月17日
内閣府(防災担当)

防災拠点について

【防災拠点】

- 広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点の意味で用いることが多い。

【広域防災拠点】

- 市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等において応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称として呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

【基幹的広域防災拠点】

- 広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対する的確に応急復旧活動を展開するための施設を「基幹的広域防災拠点」ということとする。
- 基幹的広域防災拠点は、被災時に国及び地方公共団体の協力の下、広域的な防災活動拠点として機能するだけでなく、平常時には都市のオアシスとして人々が憩う魅力的な都市空間として有効に利活用されるものである。

出典：首都圏広域防災拠点整備協議会「首都圏広域防災拠点整備基本構想」（平成13年8月27日）

京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想

都市再生プロジェクト第一次決定(平成13年6月)を受け、京阪神都市圏において防災性の高い安全・安心な都市空間を実現するため、基幹的広域防災拠点の必要性、広域的な災害対策活動の展開を踏まえた広域防災拠点の適正配置、広域交通ネットワークの形成、広域的・安定的な水道水供給による広域防災ネットワークの整備に関する基本的な考えを定めた。

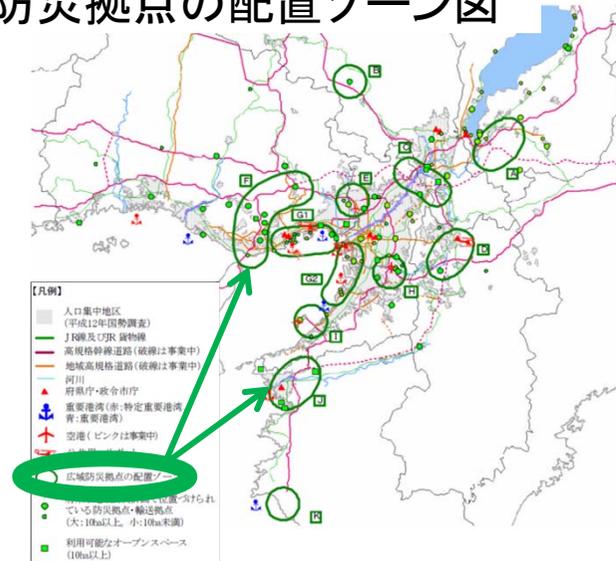
(広域防災拠点の配置について)

- 被災地域へのアプローチや被災時における交通・輸送の代替性の確保が図られるよう都市構造を考慮して方面別に配置。
- 市街地内部の混乱を避け、被災地域への迅速な対応が可能な、稠密な市街地が連たんするエリアの周縁部に配置。
- アクセス性を確保するため、陸上交通の結節点付近、海上輸送のための重要港湾付近、航空輸送のための空港付近に配置。

(基幹的広域防災拠点の配置について)

- ① 尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市における大阪湾沿岸及び三木市に近接する地域
- ② 大阪湾沿岸で、舞洲から関西国際空港までの連たんした地域
- ③ 稠密な市街地の外縁部で、大阪府・京都府・奈良県の府県境に近接する地域

広域防災拠点の配置ゾーン図



(広域防災ネットワークの形成)

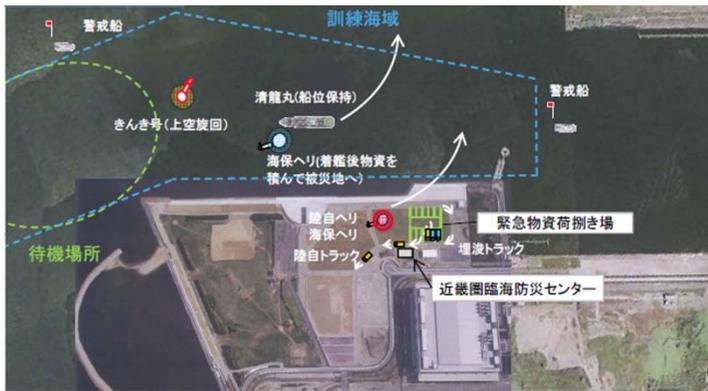
広域防災ネットワークの形成については、広域防災拠点等の整備に加え、それを支える広域交通ネットワークの形成及び広域的・安定的な水道水供給体制の確保が必要。

- 広域防災拠点等の実際の整備にあたっては、本構想の配置ゾーン周辺の土地利用、面整備事業等の動向等を見据え、また、既存の公共施設等の活用も十分に視野に入れつつ、整備の実現の可能性の観点という別の観点からの検討、関係機関との調整を行う必要がある。
- 広域交通ネットワークの形成については、
 - ① 全国から広域防災拠点への円滑な輸送の実現
 - ② 防災拠点から被災地への円滑な輸送の実現
 - ③ 拠点近傍の交通ネットワークの安全性確保が必要。
- 広域的・安定的な水道水供給については、
 - ① 水道事業体間の広域的なバックアップシステムの実現
 - ② 水道水の供給安定性の向上
 - ③ 施設の計画的な更新及び社会的な合意形成が必要。

堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点

大規模災害及び府県境界を越えた広域災害発生時において、緊急物資輸送の中継拠点や広域支援部隊のベースキャンプとしての機能を確保

堺泉北港堺2区



出典：国土交通省HP「堺泉北港 堺2区 基幹的広域防災拠点の概要」(報道発表：平成24年3月19日)



堺泉北港堺2区 基幹的広域防災拠点

- ・広域支援部隊の集結、ベースキャンプ用地
- ・港湾広域防災拠点支援施設
- ・ヘリポート用地
- ・物資輸送中継基地
- ・浮体式防災基地(海上部)

出典：近畿地方整備局港湾空港部「堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点(高次支援機能)」(平成22年2月12日)



出典：国土交通省HP「堺泉北港 堺2区 基幹的広域防災拠点の概要」(報道発表：平成24年3月19日)

(参考)

首都圏広域防災拠点整備基本構想

都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被災に対し、国及び地方公共団体が協力して的確な応急復旧活動を行う場として、都市再生プロジェクト第一次決定(平成13年6月)を受けて、基幹的広域防災拠点を整備

災害時の機能

現地対策本部、被災地上空の安全確保、海外救援物資・人員の受入れ、緊急輸送物資の中継拠点、水・食料等の備蓄、活動要員のベースキャンプ、医療体制の支援

平常時の機能

訓練・研修施設、訓練場、研究施設、防災教育、物資備蓄、芝生公園、デイキャンプサイト、旅客船等係留施設

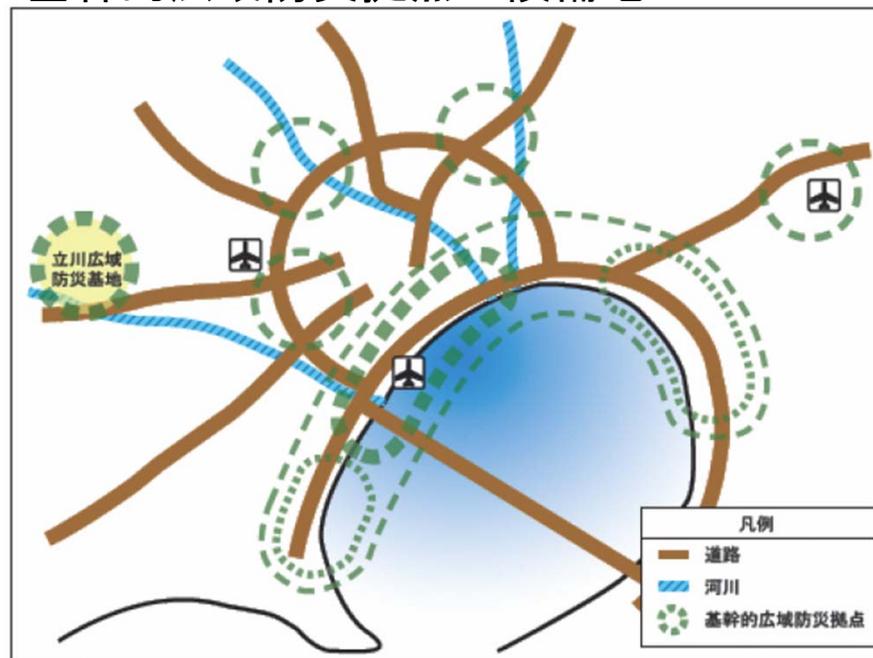
立地等の機能

交通手段の確保、通信手段等の確保、一般利用の制限

- 東京湾臨海部は、我が国の政治・経済の中核である東京都心部等連担する稠密な市街地に近接しているとともに、陸・海・水・空の交通条件が整っていることから、緊急に整備



基幹的広域防災拠点の候補地



【候補地の考え方】

- ① 海運・水運の活用
 - 海からのアクセスによる大量輸送が可能
 - 荒川・江戸川等を遡上し、河川舟運の利用による内陸部への人員・物資の輸送が可能
- ② 空からのアクセス
 - 都市内道路網による輸送等が渋滞で困難となることが考えられ、ヘリコプターを中心とする航空輸送を活用する必要

(参考)

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点

I 有明の丘地区



- ・緊急災害現地対策本部
- ・コア部隊のベースキャンプ
- ・緊急輸送物資の中継
- ・災害時医療の支援
- ・災害ボランティア等への支援

II 東扇島地区



- ・海上輸送等の中継基地
- ・広域支援部隊の一次集結
- ・ベースキャンプ

運用イメージ (有明の丘地区)

医療支援用運用イメージ
(平成23年11月医療支援物資輸送支援(1)イメージ)

緊急災害現場対策本部運用イメージ
(平成23年11月医療支援物資輸送支援(1)イメージ)

癌研有明病院

多目的広場における広域支援部隊等ベースキャンプ設置イメージ
(在:平成19年東海豪雨被災地支援:平成23年東海豪雨被災地支援)

ヘリポート運用イメージ
(平成21年9月自衛隊東海地方訓練演習)

運用イメージ (東扇島地区)

基幹的広域防災拠点施設

- ・物資のコントロール
- ・首都圏臨海防災センターと連携

建築面積: 約450㎡
延床面積: 約640㎡ 地上2階建

首都圏臨海防災センター

- ・応急復旧
- ・緊急物資輸送支援

建築面積: 約610㎡ 延床面積: 約1,470㎡ 地上3階建

物資搬出

- ・耐震強化岸壁 (-7.5m)

広域支援部隊等のキャンプエリア

ヘリポート

- ・7機駐機

緊急物資荷捌きエリア

物資搬入

- ・耐震強化岸壁 (-12.0m)

舟運基地

物資搬出

緊急災害現地対策本部について

(東海地震応急対策活動要領より)

- 警戒宣言時における現地警戒本部の設置
 - 現地における情報のとりまとめや、地震防災応急対策の調整を迅速かつ的確に実施
 - 設置場所は静岡県
 - 現地警戒本部長は内閣府副大臣
 - 現地警戒本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣
 - 現地警戒本部の管轄区域は、強化地域の区域とする。
 - 関係都県からの要請については、現地警戒本部がその要請を一元的に把握、調整
 - 現地警戒本部に関係都県の幹部の派遣を依頼。幹部の移動手段等については、あらかじめ定めておく
- 緊急災害現地対策本部の設置
 - 現地被災情報のとりまとめ、災害応急対策の調整(被災地内における広域的な資源配分等の調整等)を迅速かつ的確に実施
 - 現地対策本部長は内閣府副大臣
 - 設置場所は原則として静岡県
 - 現地対策本部または緊急災害対策本部は、関係都県に対し連絡要員を派遣
- 現地対策本部の的確な運用のための体制整備
 - 本部スペースの確保や、通信網の充実(特に、国及び関係都県との通信網)
 - DIS(地震防災情報システム)等を活用し、被災状況や応急活動の実施状況等を現地対策本部、関係都県が地図情報の形で情報共有
 - 現地対策本部における、緊急時に迅速かつ的確な判断ができるよう、政府の本部要員を対象にした訓練等

(東南海・南海地震応急対策活動要領より)

- 緊急災害現地対策本部の設置
 - 現地被災情報のとりまとめ、災害応急対策の調整(被災地内における広域的な資源配分等の調整等)を迅速かつ的確に実施
 - 現地対策本部長は内閣府副大臣または政務官
 - 設置場所は原則として愛知県、大阪府、香川県
 - 現地対策本部または緊急災害対策本部は、関係都府県に対し連絡要員を派遣
- 現地対策本部の「管轄内府県」
 - 愛知県:岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 - 大阪府:滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 - 香川県:徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 現地対策本部の的確な運用のための体制整備(内容は東海地震応急対策活動要領に同じ)

緊急災害現地対策本部の設置場所について

合同庁舎に、現地対策本部として活用するための通信設備、電源設備、情報機器を整備。
既存の会議室等をオペレーションルームや本部会議室等として利用予定。

■ 大阪合同庁舎第4号館



大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号



■ 高松サンポート合同庁舎



香川県高松市サンポート3番33号



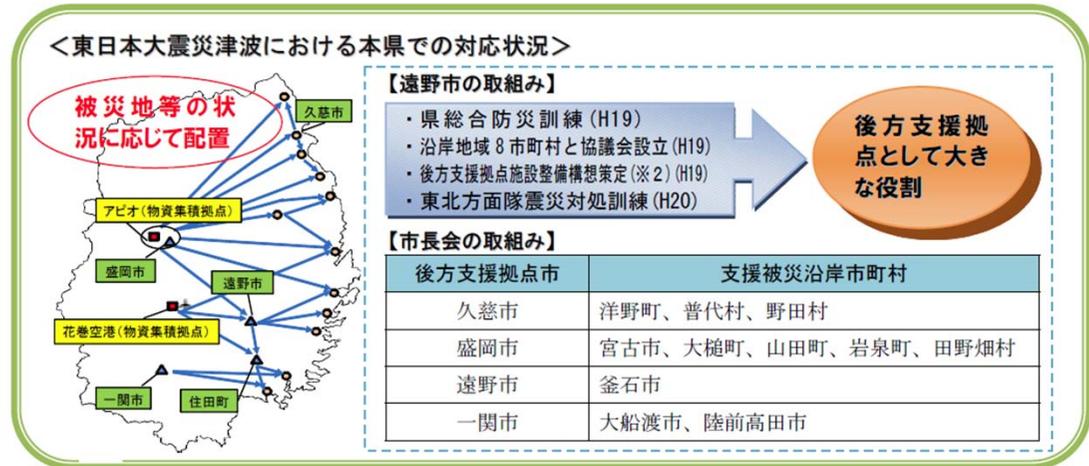
東日本大震災における防災拠点の活用

津波で甚大な被害を受けた沿岸部と、内陸部の中心市街地の間に位置する遠野市に設けられた後方支援基地が、応援部隊や物資、ボランティア等の中継拠点として機能した。

■ 岩手県遠野市における後方支援

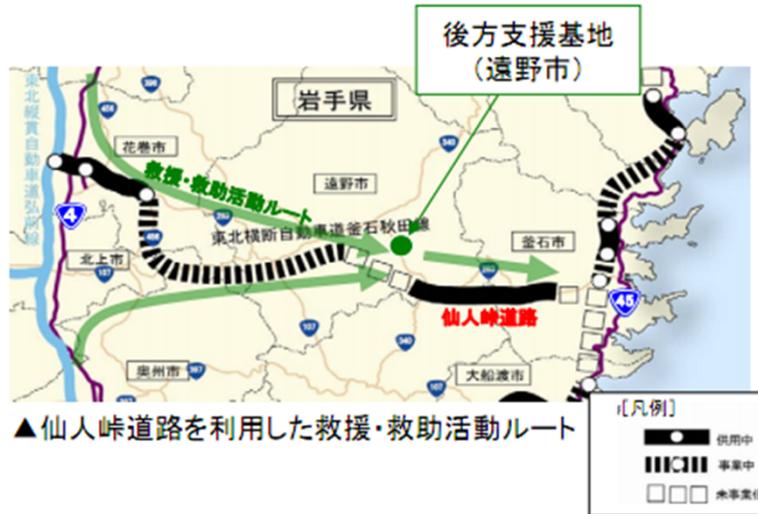
- 震災直後から自衛隊が駐留、遠野市を拠点として被災市町村に対する各種支援活動を展開
- 県が指定する物資集積拠点(アピオ、花巻空港等)とは別に、集配の拠点としても機能
- 静岡県等、他の都府県等の自治体職員が駐在し、支援活動の拠点として機能

出典: 岩手県「東日本大震災津波対応検証報告書」



出典: 岩手県「岩手県における広域防災拠点整備の考え方等について」第1回広域防災拠点整備構想委員会(平成24年5月7日)資料

■ 遠野市総合運動公園の活用



- 遠野市の総合運動公園が後方支援基地となり、国道283号仙人峠道路が沿岸部への重要な連絡路として機能
- 自衛隊の車両600台、隊員3,500人が遠野市運動公園に集結
- 被災地への救援物資の搬送は250回

出典: 東北地方整備局平成23年7月25日「東日本大震災」の対応等について

東日本大震災における防災拠点の活用

高速道路のSA/PAおよび「道の駅」が、被災地外からの応援機関の集結・駐留や、住民の水、食料、トイレを提供する貴重な防災拠点として機能

■ 高速道路のSA・PAの利用状況

- 自衛隊、消防の中継基地、避難住民の輸送基地として活用

道路名	休憩施設名	所在地	区間	対応の例
常磐道	四倉PA	福島県いわき市	いわき中央IC～いわき四倉IC間	原発対応に向かう自衛隊の中継基地として利用
東北道	羽生PA	埼玉県羽生市	羽生IC～館林IC間	被災地へ応援に向かう消防隊の中継基地として利用
東北道	福島松川PA	福島県福島市	二本松IC～福島西IC	福島第一原発からの集団避難住民の輸送中継基地として利用

＜自衛隊の中継基地として利用された四倉PA＞



＜消防隊の中継基地として利用された羽生PA＞



■ 東日本大震災における「道の駅」利用の具体例

道の駅名	所在地	路線名	対応の例
三本木	宮城県大崎市	4号	自家発電により24時間開館し、おにぎり、菓子等を提供。情報館にて避難者を受け入れ。
津山	宮城県登米市	45号	自衛隊やレスキュー隊の前進基地、支援隊員への炊き出しの実施。南三陸町のホテル客が避難。
ふくしま東和	福島県二本松市	349号	おにぎり等食料、トイレ、給水サービスを提供。避難住民1500人を受け入れ。
喜多の郷	福島県喜多方市	112号	給水サービス、食事販売、日帰り温泉施設を被災住民に無料開放。
南相馬	福島県南相馬市	6号	避難所として開放、災害応援の拠点として機能。
ひらた	福島県平田村	49号	避難住民に無料で電源、水を提供。村内の病院や避難所に食材を供給。

東日本大震災における防災拠点の活用

福島県では、福島空港を拠点として、災害物資の県内外各地への広域支援・物資輸送を行い、多数の物資輸送・救援の航空機が利用した。

■ 空港の活用と輸送路の確保

- 緊急支援物資等の搬入拠点となった「福島空港」から避難所を設置している市町村(53市町村)までの通行ルートを迅速に確保し、ホームページで最短ルートを情報提供

◆ 福島空港から避難所を設置している市町村役場までの通行ルート



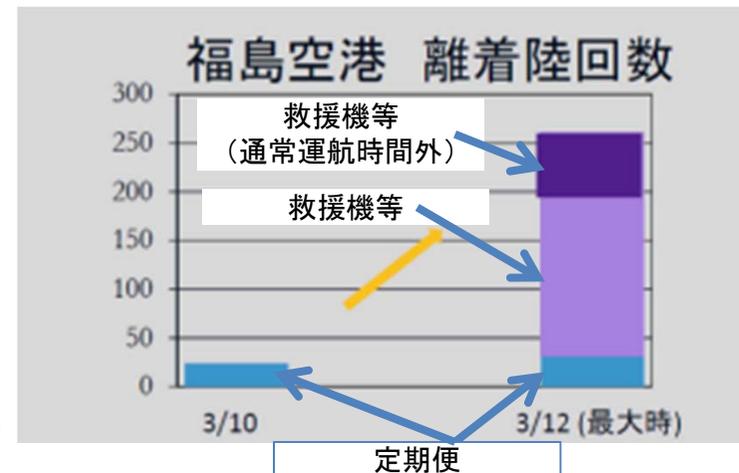
出典：福島県土木部道路計画課「東日本大震災」にかかる道路施設被災状況・応急復旧の対応

福島空港の利用状況(到着便数)

目的	定期便	臨時便	物資輸送	救援	報道	その他	合計
3/11-31	107	139	79	386	95	50	856
4/1-30	195	10	6	184	12	40	447
5/1-24	157	0	1	55	20	77	310
計	459	149	86	625	127	167	1,613

出典：福島県土木部道路計画課「東日本大震災」にかかる道路施設被災状況・応急復旧の対応

- 各空港は、24時間体制で救援機等に対応



出典：佐藤清二(国土技術政策総合研究所)東日本大震災と空港の研究課題 11

防災拠点等のあり方の検討について

- 現在の防災拠点の状況や、東日本大震災の教訓等を踏まえ、設置場所、機能、整備方策等の防災拠点のあり方の検討が必要。
- 現行の東海地震応急対策活動要領では静岡県、東南海・南海地震応急対策活動要領では愛知県、大阪府、香川県に現地対策本部（東海地震の警戒宣言時は現地警戒本部）を設置することとされている。東日本大震災では、宮城県に現地対策本部、岩手県、福島県に現地連絡対策室が設置されたことなどを踏まえ、政府現地対策本部のあり方の検討が必要。

■ 南海トラフ巨大地震対策協議会における各機関等からの主な要望・意見等

- 広域応援における進出部隊（警察・消防・自衛隊等）の中継地点として、高速道路休憩施設を防災拠点として整備する方針の策定が必要。
- 応急救助機関の進出や救援物資の集配拠点となる総合的な防災拠点の整備が必要。

出典：内閣府（防災）「南海トラフ巨大地震対策協議会における各機関等からの主な要望・意見等について」南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（第3回）（平成24年6月8日）

